日 調 連 発 第 1 号
平 成 2 4 年 4 月 2 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

登記オンライン申請受付代行システムにおける電子申請に関する
不動産登記事務の取扱いについて（参考送付）

標記の件につきまして、別添のとおり法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長あての通知が発せられたとの連絡がありましたので、参考のため資料を送付します。

登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）については、障害が発生した場合、必要に応じて不動産登記及び商業・法人登記の申請の処理を代行する登記オンライン申請受付代行システム（以下「受付代行システム」という。）に切替えて運用を行うとされておりましたところ、同通知によりますと、受付代行システムが機能改善されたことにより、客月 26 日以降の事務の取扱いが変更になっています。

なお、本件については、下記の点について留意いただくようお願いします。

また、当該通知にある平成 23 年 1 月 31 日付け法務省民二第 239 号につきましては、平成 23 年 2 月 10 日付け日調連発第 395 号をもって各土地家屋調査士会あてに送付しておりますことを申し添えます。

記

1　本システムの障害が解消され、切り戻された後の「オンライン処理申出様式」送信が不要となった。
2　受付代行システムを利用した補正、取下げなど、手続終了までの処理状況更新が可能となった。また、オンラインによる電子公文書（登記識別情報、登記完了証）発行も行うことも可能となった。
3　受付代行システムに送信した電子申請（以下「受付代行申請」という。）は、引き続き、登録免許税の電子納付を利用することはできないため、収入印紙等により納付しなければならない。
4　受付代行システムの運用に当たっては、本システムのホームページ、本システムの Twitter、法務局ホームページ及び申請用総合ソフトの「重要なお知らせ」を利用して周知を図るとしていること。
5　受付代行システムの運用時間については、最長で午後 7 時までとされており、受付代行申請が運用日の午後 5 時 15 分から午後 7 時までの間に到達した場合であっても、到達した日をもって受付代行申請の受付年月日とされた。

法務省民二第７４０号

平成２４年３月２２日

法務局民事行政部長　殿
地 方 法 務 局 長　殿

法務省民事局民事第二課長

登記オンライン申請受付代行システムにおける電子申請に関する不動産登記事務の取扱いについて（通知）

標記の不動産登記事務の取扱いについては，平成２３年１月３１日付け法務省民二第２３９号当職通知（以下「平成２３年通知」という。）をもって示したところですが，本月２６日以降は，登記オンライン申請受付代行システム（以下「受付代行システム」という。）に送信された電子申請（以下「受付代行申請」という。）について，登記・供託オンライン申請システムの障害が解消した後に，オンラインによる処理を希望する場合であっても，当該処理を可能とするための情報を記録した様式（オンライン処理申出様式）を登記・供託オンライン申請システムへ送信することなく，オンラインによる処理が可能となりますので，下記の点に留意するよう，貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお，平成２３年通知は，本月２３日をもって廃止します。

記

第１　受付代行申請の取扱い

１　受付代行申請の受付年月日

受付代行システムの運用時間については，最長で運用日の午後７時までとすることができるものとされているところ，受付代行申請が運用日の午後５時１５分から午後７時までの間に受付代行システムに到達をした場合であっても，当該到達をした日をもって受付代行申請の受付の年月日とする。

２　受付代行申請の処理

受付代行申請については，登録免許税の電子納付に係る処理を除き，通常時にされた電子申請と同様の処理が可能となる。

なお，受付代行システムを利用したオンラインによる補正，取下げ，事前通知に対する申出，電子公文書の通知等に係る処理を行うことも可能である。

３　受付代行申請に係る登録免許税の納付方法

受付代行申請に係る登録免許税については，電子納付をすることができないことから，登録免許税法（昭和４２年法律第３５号）第２４条の２第３項及び第３５条第４項の規定により読み替えて適用する同法第２１条から第２３条までに規定する登記機関の定める書類（登録免許税納付用紙）を用いて，所要の登録免許税を納付しなければならない。

第２　その他

受付代行システムの運用に当たっては，登記・供託オンライン申請システムのホームページ，登記・供託オンライン申請システムのTwitter，法務局ホームページ及び申請用総合ソフトの「重要なお知らせ」を利用して周知を図るものとされているところであるが，受付代行システムにおける電子申請に関する不動産登記事務が適正かつ円滑に処理されるよう,関係職員との連携に特に留意されたい。